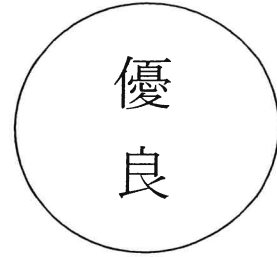




許可番号 03713003495

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 香川県高松市一宮町1686番地6
氏名 株式会社 塵芥センター
代表取締役 溝淵 誉仁
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

香川県知事 浜田 恵造



許可の年月日 平成25年10月25日

許可の有効年月日 平成32年10月24日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無：積替え又は保管を含む。

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず⑩動植物性残さ⑪ゴムくず⑫金属くず⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑭銼さい⑮がれき類⑯ばいじん⑰産業廃棄物を処分するために処理したもの（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破砕物	含む。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面のとおり

3. 許可の条件

上記の積替え保管施設又はその設置場所を変更する場合は、あらかじめ香川県知事の承認を受けること。

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり

5. 積替え許可の有無 有・無

市名 高松市

許可番号 09710003495

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 設置場所：香川県丸亀市土器町北一丁目 105 番 以上

①面積：32.2m²、最大積上高：2.3m、保管上限：47.6m³

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃プラスチック類④紙くず⑤木くず⑥繊維くず⑦動植物性残さ⑧ゴムくず⑨金属くず⑩ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑪鉋さい⑫がれき類⑬ばいじん 以上

②面積：155.7m²、最大積上高：2.3m、保管上限：250.2m³

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず⑥金属くず⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑧がれき類 以上

③面積：2.3m²、最大積上高：1.0m、保管上限：0.8m³

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：廃油 以上

(2) 設置場所：香川県東かがわ市水主 2 1 0 0 番 2

①面積：112.5m²、最大積上高：1.5m、保管上限：122.6m³

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず⑥金属くず⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑧がれき類 以上

②面積：12.98m²、最大積上高：1.8m、保管上限：23.3m³

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず⑥金属くず⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑧がれき類 以上

③面積：2.1m²、最大積上高：0.95m、保管上限：2.0m³

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず⑥金属くず⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑧がれき類 以上

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

種類	左欄の産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所
自動車等破砕物	行わない。
石綿含有産業廃棄物	行わない。
水銀使用製品産業廃棄物	行わない。
水銀含有ばいじん等	行わない。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 4 年 6 月 26 日 (当初許可)

平成 9 年 6 月 26 日 (更新許可)

平成 9 年 7 月 14 日 (変更許可)

平成 11 年 3 月 31 日 (変更許可)

平成 12 年 8 月 23 日 (変更許可)

平成 14 年 6 月 26 日 (更新許可)

平成 19 年 6 月 26 日 (更新許可)

平成 23 年 11 月 18 日 (変更許可)

平成 24 年 6 月 26 日 (更新許可)

平成 24 年 7 月 25 日 (積替え保管施設の変更により書換交付)

平成 25 年 5 月 24 日 (積替え保管施設の変更により書換交付)

平成 25 年 10 月 25 日 (更新許可)

平成 29 年 10 月 1 日 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を明記したことによる書換交付)

平成 30 年 5 月 11 日 (法人代表者の変更による書換交付)

以下 余 白